

# 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所梨ノ木園 重要事項説明書

当外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所が、提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1. 事業者

設置主体	社会福祉法人伊賀市社会事業協会
代表者名	理事長 藪内 勝
事業所名称	特定施設入居者生活介護事業所梨ノ木園
管理者名	稲森 由香
所在地	三重県伊賀市朝屋734番地の1
指定番号	2471200580
電話番号	0595-23-1555
FAX	0595-24-3030

## 2. 事業の目的

利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

## 3. サービスの内容

### (1) 基本サービス

#### ①特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

#### ②利用者の安否の確認

事業所の従業者により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

#### ③生活相談等

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

### (2) 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定居宅サービス事業

者により提供します。

訪問介護	指定訪問介護事業所 なしのき	伊賀市朝屋 7 3 4 番地の 1
訪問介護	指定訪問介護事業所 かしの木ひろば	伊賀市上野寺町 1 1 8 4 番地の 2
訪問看護	指定訪問看護ステーションおかなみ	伊賀市上之庄 2 7 1 1 番地の 1
通所介護	指定通所介護事業所 なしのき	伊賀市朝屋 7 3 9 番地の 2
通所リハ	指定通所リハビリテーション梨ノ木診療所	伊賀市朝屋 2 2 8 4 番地
福祉用具	株式会社 米岡家具センター	伊賀市土橋 6 3 番地の 1

次の指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者より提供します。

訪問入浴介護

指定訪問リハビリテーション

地域密着型認知症対応型通所介護

### (3) 設備の使用、手続き及び介護サービス等

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますのでご参照ください。

#### ①居室

当施設の居室は原則 2 人部屋です。入居後、利用者の状況に応じて居室変更をする場合があります。

#### ◎居室移動に関する事項

ア 利用者は、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- 一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき
- 二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき
- 三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき
- 四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき。

イ 居室の移動を希望する利用者は、必ずその理由を付した書面により管理者へ提出してください。

ウ 事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面をもって通知します。

エ 事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、必ず利用者の同意を得ます。

オ 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。その費用は利用者の負担とします。

## ②食事

朝食 7:45 ~ 8:30

昼食 11:45 ~ 12:30

夕食 17:15 ~ 18:00

- ・ 食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・ 医師の指示による食事の提供を行います。

食事介助は、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応しますので従業者へ相談してください。

③入浴介助は、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応しますので従業者へ相談してください。

④その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等の介護は特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

## ⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応しますので従業者へ相談してください。

## ⑥健康管理

ご利用開始後、健康状態を把握するため、原則毎週1回、医務室にて協力病院の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。その他眼科医等の来診も受けられます。なお、嘱託医以外への外来は原則としてご家族に実施していただきます。(付添いが必要な場合にはご相談ください。遠方の場合には費用がかかる場合があります。)

## (4) その他のサービス

### ①理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用いただけます。ご希望の方は申出ください。(料金は、理美容事業者へお支払いいただきます。)

### ②レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

### ③ショッピング

毎月嗜好品の販売を行っておりますので、ご希望の方は実費負担にてご利用いただけます。(料金は販売事業者へ直接お支払いいただきます。)

#### 4. 利用料金

(1) 保険が適用される基本料金 (報酬告示関係 1 単位 : 10.14 円)

①基本サービス利用単位

一日あたりの単位 84 単位

②受託居宅サービス利用料 (報酬告示関係 1 単位 : 10.14 円)

利用者が負担する額は当事業所にお支払ください。サービスを提供する事業者に支払う必要はありません。

ア「指定訪問介護」

身体介護が中心である場合 (1 サービス利用あたり)

1 5 分未満の料金 94 単位

3 0 分未満の料金 189 単位

4 5 分未満の料金 274 単位

1 時間未満の料金 359 単位

1 時間 1 5 分未満の料金 444 単位

1 時間 3 0 分未満の料金 529 単位

1 時間 3 0 分以上については、548 単位に所要時間 1 時間 3 0 分から計算して所要時間 1 5 分を増すごとに 85 単位を加算した単位です。

生活援助が中心である場合 (1 サービス利用あたり)

1 5 分未満の料金 48 単位

3 0 分未満の料金 94 単位

4 5 分未満の料金 142 単位

1 時間未満の料金 190 単位

1 時間 1 5 分未満の料金 214 単位

1 時間 1 5 分以上の料金 256 単位

通院等乗降介助

1 回の料金 85 単位

イ「指定通所介護」(通常規模型 : 7 時間以上 8 時間未満)

要介護 1 の料金 592 単位

要介護 2 の料金 699 単位

要介護 3 の料金 810 単位

要介護 4 の料金 921 単位

要介護 5 の料金 1,033 単位

ウ「指定訪問看護」(指定訪問看護ステーションの場合)

2 0 分未満の料金 283 単位

3 0 分未満の料金 424 単位

3 0 分以上 1 時間未満の料金 741 単位

1時間以上1時間30分未満の料金 1,015 単位

エ「指定通所リハビリテーション」(通常規模型:1時間以上2時間未満)

要介護1の料金 329 単位

要介護2の料金 356 単位

要介護3の料金 383 単位

要介護4の料金 410 単位

要介護5の料金 438 単位

オ「指定福祉用具貸与」

現に福祉用具貸与に要した単位

③障害者等支援加算(対象者の方)

1日あたり単位 20 単位

④サービス提供体制加算(I)

1日あたり単位 22 単位

⑤介護職員処遇改善加算

1月の利用単位数の8.2%の単位数

⑥介護職員等特定処遇改善加算

1月の利用単位数の1.8%の単位数

⑦介護職員等ベースアップ等支援加算

1月の利用単位数の1.5%の単位数

※ 利用料の計算例

③の対象者1日から31日まで特定施設に入所し、毎日訪問介護(15分未満)を4回、(30分未満)を1回利用された場合の利用料と自己負担額

基本利用単位	83	単位	×	31日	=	2,573 単位		
障害者等支援加算	20	単位	×	31日	=	620 単位		
サービス提供体制加算(I)	22	単位	×	31日	=	682 単位		
訪問介護(15分未満)	96	単位	×	4回	×	31日	=	11,656 単位
訪問介護(30分未満)	193	単位	×	1回	×	31日	=	5,859 単位

小計 21,390 単位

介護職員等処遇改善加算(小数点以下四捨五入) 21,390 単位×12.8% = 2,738 単位

合計 24,128 単位

ご利用金額(小数点以下切捨て) 24,128 単位×10.14円 = 244,657円

介護保険支給額(小数点以下切捨て) 244,657円×9割 = 220,191円

ご利用者負担額 244,657円-220,191円 = 24,466円

\*上記負担額は、利用者負担割合1割で計算しています。利用者負担割合が2割又は3割の方は、負担額がおおむね2倍又は3倍となります。

(2)利用者自己負担額は、法令等で定められた負担割合分をご負担いただきます。所得によっ

て減額されることがあります。

(3) その他自己負担となるもの（保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）

- ア 特別な介護費用：希望される介護用品
- イ 医療機関への通院に要する費用
- ウ 記録等の複写物に関する費用：サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1 複写につき 10 円です。
- エ その他、日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの

(4) 支払方法

料金・費用は、1 カ月ごとに月末締めで計算し、翌月 15 日までに請求いたしますので、以下のいずれかの方法でお支払ください。

ア. 窓口での現金支払い
イ. 預り金より引き落とし
ウ. 下記指定口座への振り込み 百五銀行 上野中央支店 普通預金 212584 名義人 <small>しゃかいふくしほうじんい が ししゃかいじぎょうきょうかい</small> 社会福祉法人伊賀市社会事業協会 <small>りじちょう</small> 理事長 <small>やぶうち まさる</small> 藪内 勝
エ. 指定口座からの自動引落 利用月の翌月 27 日に引き落とし（金融機関が休日の場合は、翌営業日）

5. 医療の提供について

サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに嘱託医や協力医療機関への連絡等、必要な措置を講じます。

また、利用者の希望により、医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、医療機関での優先的な診療、入院治療を保障するものではありません。また医療機関での診療、入院治療を義務付けるものでもありません。

<医療機関一覧表>

医療機関名	梨ノ木診療所
所在地	三重県伊賀市朝屋 2 2 8 4 番地
診療科目	内科、整形外科
医療機関名	伊賀市立上野総合市民病院
所在地	三重県伊賀市四十九町 8 3 1 番地
診療科目	外科、内科、循環器内科、整形外科、婦人科、小児科、麻酔科、放射線科
医療機関名	岡波総合病院
所在地	三重県伊賀市上之庄 2 7 1 1 番地の 1

診療科目	内科、循環器科、心臓血管外科、糖尿専門外来、婦人科、外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、泌尿器科、皮膚科、小児科、リハビリテーション科、放射線科
医療機関名	中川歯科医院
所在地	三重県伊賀市上野小玉町3068番地
診療科目	歯科

## 6. 事故発生時の対応について

事業者は、事故の発生・拡大を防止するため、次の各号にあげる必要な措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応方法を定めた事故発生防止のための指針の整備。
- (2) 事故発生防止のための委員会を設置し、定期的を開催します。またその内容については職員に周知します。
- (3) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に（ヒヤリハット）、その件について報告し、自己分析、改善内容を職員間で共有します。
- (4) 事故が発生した場合は速やかに利用者のご家族、市町村、その他関連機関に連絡し、必要な措置を講じます。
- (5) 事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者の故意、又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

## 7. 非常災害対策

共同防火管理協議会において、非常災害に関する具体的な計画を別に作成するとともに、非常災害に備えるため、想定される災害に係る避難訓練、救出その他必要な訓練を実施します。また訓練の実施にあたり、地域の消防団や住民との連携に努めます。

## 8. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画にもとづき必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
- (2) 事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて計画を変更します。

## 9. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号にあげる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知します。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号にあげる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

【虐待防止に関する担当者：園長 稲森由香】

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、緊急性・非代替性・一時性に留意し、利用者又はご家族等に説明し同意を得た上で必要最小限の範囲内で行なう場合があります。その際は、拘束の内容、目的、拘束時間、検討内容等を記録します。

### 11. 感染症予防、まん延防止の対策について

事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号にあげる措置を講じます

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作成するとともに、その内容を職員に周知します。
- (2) 事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 12. 個人情報の保護について

事業者及びサービス従事者又は従業者は守秘義務を有し、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又は家族に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。その守秘義務はサービス提供の契約終了後及びサービス従事者又は従業員が退職後も同様とします。

なお、個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報の使用に係る同意書」をご確認ください。

### 13. サービス内容に関する相談・苦情について

#### ①相談・苦情の受付

苦情受付担当者	計画作成担当者	三枝 幸作
苦情解決責任者	管理者	稲森 由香
苦情受付時間	午前9時から午後6時	

電 話 0 5 9 5 - 2 3 - 1 5 5 5

②その他

事業者以外に、苦情解決第三者委員又は市町村の相談・苦情窓口で苦情等を伝えることができます。

【第三者委員】	竹 内 佐千子	電話	0 5 9 5 - 3 7 - 0 9 3 9
	塚 本 初 子	電話	0 5 9 5 - 2 1 - 3 9 9 1
	石 山 淑 子	電話	0 5 9 5 - 2 1 - 2 7 6 6

- 伊賀市介護高齢福祉課 電話 0 5 9 5 - 2 6 - 3 9 3 9  
介護高齢福祉課 午前8時30分～午後5時15分（土日祝は除く）
- 三重県国民健康保険団体連合会 電話 0 5 9 - 2 2 2 - 4 1 6 5  
保健介護福祉課 福祉障害係 午前9時～午後5時（土日祝は除く）
- 三重県福祉サービス運営適正委員会 電話 0 5 9 - 2 2 4 - 8 1 1 1  
E-mail [ansin@miewel.or.jp](mailto:ansin@miewel.or.jp)  
午前9時～午後5時（土日祝は除く）

当事業所の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書及び契約書別紙並びに本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 三重県伊賀市朝屋734番地の1  
事業名 特定施設入居者生活介護事業所 梨ノ木園  
管理者 稲森由香

説明者 ⑩

利用者は、契約書及び契約書別紙並びに本書面により、事業者から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 ⑩

代筆者 住所

氏名 ⑩

契約者との続柄

代筆者が代筆した理由

- ① 利用者は、身体的障がいにより自筆出来ないため。
- ② 利用者は、認知症により自筆できないため。
- ③ その他 \_\_\_\_\_